



市 章

大津市公報

平 成 24 年 3 月 30 日
号 外 (第 21 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

教育委員会規則

- 6 大津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則..... 1
- 7 大津市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則..... 1
- 8 大津市教育委員会事務局及び教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則..... 3
- 9 大津市心身障害児就園就学指導委員会規則の一部を改正する規則..... 3
- 10 大津市北部地域文化センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則..... 3
- 11 大津市立図書館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則..... 4
- 12 大津市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則..... 5

教育委員会訓令

- 1 大津市教育委員会事務決裁規程の一部改正..... 8
- 2 大津市教育委員会の事務局及び大津市教育委員会の所管に属する教育機関の職員の人事評価に関する規程の一部改正..... 8

教育委員会規則

大津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月30日

大津市教育委員会

委員長 岡 田 隆 彦

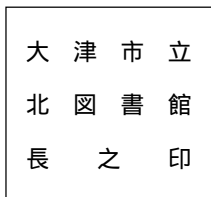
大津市教育委員会規則第6号

大津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

大津市教育委員会公印規則（平成10年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1職印の表大津市北図書館長之印の項中「大津市北図書館長之印」を「大津市立北図書館長之印」に改める。

別表第2職印の項第14号を次のように改める。



附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

大津市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月30日

大津市教育委員会

委員長 岡 田 隆 彦

大津市教育委員会規則第7号

大津市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

大津市教育委員会行政組織規則（平成23年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号を次のように改める。

生涯学習課 企画公民館係 社会教育係 人権生涯学習係

第3条第2項を次のように改める。

2 前項に定めるもののほか、事務局に分室としてスクールランチ推進室を置く。

第 4 条の表学校教育課の部指導係の項第 4 号中「こと」の次に「（特別支援教育に係る市民からの相談に関するものを除く。）」を加え、同部幼稚園係の項に次の 1 号を加える。

家庭及び地域における幼児期の教育の支援に関すること。

第 4 条の表生涯学習課の項を次のように改める。

生涯学習課	企画公民館係	生涯学習の推進に関すること。 社会教育行政の調整に関すること。 社会教育委員に関すること。 社会教育施設の設置及び管理に関すること。 公民館運営審議会に関すること。 公民館との連絡調整に関すること。 生涯学習センターとの連絡調整に関すること。 北部地域文化センターとの連絡調整に関すること。 和邇文化センターとの連絡調整に関すること。 科学館との連絡調整に関すること。 図書館との連絡調整に関すること。 大津公民館の指定管理者による管理に関すること。
	社会教育係	社会教育関係団体の育成指導に関すること。 青少年及び成人の学習活動の促進並びに指導者の育成に関すること。 家庭教育の推進に関すること。 課の一般庶務に関すること。
	人権生涯学習係	人権学習の推進に関すること。

第 4 条に次の 1 項を加える。

2 分室の分掌事務は、次のとおりとする。

スクールランチ推進室	市立中学校における昼食の提供に係る企画及び調整に関すること。 室の一般庶務に関すること。
------------	---

第 5 条第 1 項第 2 号中「適応指導教室係」を「適応指導教室係 特別支援教育相談係」に改め、同項第 5 号及び第 6 号を削り、同項第 7 号を同項第 5 号とし、同項第 8 号から同項第 28 号までを 2 号ずつ繰り上げ、同条第 2 項中「前項第 20 号及び第 21 号」を「前項第 18 号及び第 19 号」に改め、同条第 3 項中「第 1 項第 26 号から第 28 号まで」を「第 1 項第 24 号から第 26 号まで」に改め、同条第 4 項中「第 11 号」を「第 9 号」に改める。

第 6 条第 1 項の表教育相談センターの部教育相談係の項第 1 号中「事業」の次に「（特別支援教育に係る相談を除く。）」を加え、同部に次のように加える。

特別支援教育相談係	大津市教育相談センター条例第 3 条第 1 号に掲げる事業（特別支援教育に係る相談に限る。）の実施に関すること。
-----------	--

第 6 条第 1 項の表中児童館の項及び坂本教育集会所の項を削り、同表北部地域文化センターの項中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

北部地域文化センター庁舎（北図書館等の当該庁舎内に存する他の施設を含む。）の総合的な管理に関すること。

第 6 条第 1 項の表和邇文化センターの項中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

和邇文化センター庁舎（和邇図書館等の当該庁舎内に存する他の施設を含む。）の総合的な管理に関すること。

第 6 条第 1 項の表図書館の部総務係の項中第 7 号を第 8 号とし、第 4 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

図書館協議会に関すること。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

大津市教育委員会事務局及び教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
平成24年 3 月30日

大津市教育委員会
委員長 岡 田 隆 彦

大津市教育委員会規則第 8 号

大津市教育委員会事務局及び教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則
大津市教育委員会事務局及び教育機関の職員の職の設置に関する規則（昭和62年教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条の表係長の項の次に次のように加える。

室長	分室	分室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
室次長		室長を補佐する。

第 2 条の表中 「 参事 必要と認める課 」 を 「 参事 必要と認める課 又は分室 」 に

改める。

附 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

大津市中心身障害児就園就学指導委員会規則の一部を改正する規則を公布する。
平成24年 3 月30日

大津市教育委員会
委員長 岡 田 隆 彦

大津市教育委員会規則第 9 号

大津市中心身障害児就園就学指導委員会規則の一部を改正する規則
大津市中心身障害児就園就学指導委員会規則（昭和51年教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。
第 8 条中「教育委員会事務局学校教育課」を「教育委員会教育相談センター」に改める。

附 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

大津市北部地域文化センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
平成24年 3 月30日

大津市教育委員会
委員長 岡 田 隆 彦

大津市教育委員会規則第10号

大津市北部地域文化センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則
大津市北部地域文化センターの管理運営に関する規則（平成 5 年教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

目次を削る。

「第 1 章 総則」を削る。

第 1 条中「第13条」を「第12条」に改める。

「第 2 章 事業」を削る。

第 2 条第 1 項第 1 号を次のように改め、同項第 2 号を削り、同項第 3 号を同項第 2 号とし、同条第 2 項を削る。

ホールその他の施設

ア 条例第 8 条に規定するホール又はリハーサル室（以下「ホール等」という。）を使用させること。

イ 講演会、音楽会、舞踏会等の開催に関すること。

「第3章 センターの管理運営」を削る。

第3条第1項第1号中「大津市北図書館（以下「図書館」という。）、大津市堅田児童館（以下「児童館」という。）及び」を削り、同条中第2項及び第3項を削り、同条第4項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第5項中「前各項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とする。

第4条第1項中「図書館の開館時間は午前10時から午後6時まで（日曜日は午後5時まで）、児童館及び」を削る。

第5条第1号中「若しくは設備又は図書館の資料等」を「又は設備」に改める。

第7条及び第8条を削る。

第4章及び第5章を削る。

「第6章 少年センター」を削る。

第27条第1項中「第7条」を「第6条」に改め、同条を第7条とする。

第28条を第8条とし、第29条を第9条とする。

第30条第2項中「様式第3号」を「様式第1号」に改め、同条を第10条とする。

「第7章 ホール等」を削る。

第31条第1項中「第9条」を「第8条」に、「様式第4号」を「様式第2号」に改め、同条を第11条とする。

第32条第1項中「様式第5号」を「様式第3号」に改め、同条を第12条とする。

第33条中「第9条」を「第8条」に改め、同条を第13条とする。

様式第1号及び様式第2号を削る。

様式第3号中「第30条関係」を「第10条関係」に改め、同様式を様式第1号とする。

様式第4号中「第31条関係」を「第11条関係」に、「あて先」を「宛先」に改め、同様式を様式第2号とする。

様式第5号中「第32条関係」を「第12条関係」に改め、同様式を様式第3号とする。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

大津市立図書館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月30日

大津市教育委員会

委員長 岡 田 隆 彦

大津市教育委員会規則第11号

大津市立図書館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市立図書館の管理運営に関する規則（昭和56年教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条」を「第4条」に改める。

第2条中「条例第2条の表に掲げる大津市立図書館（以下「本館」という。）及び大津市立和邇図書館（以下「和邇館」という。）」を「図書館」に改める。

第3条第1号中「本館」を「大津市立図書館」に改め、同条第2号中「和邇館」を「大津市立和邇図書館及び大津市立北図書館」に改める。

第14条第2項中「個人貸出」を「個人貸出し」に、「同条第4項」を「同条第5項」に改める。

第26条の次に次の3条を加える。

（大津市図書館協議会）

第27条 条例第3条に規定する大津市図書館協議会（以下「協議会」という。）に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、協議会の委員（以下「委員」という。）の互選により定める。

3 会長及び副会長の任期は、委員としての在任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第28条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

第29条 前2条に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、大津市立図書館条例の一部を改正する条例（平成24年条例第30号）の施行の日から施行する。た

だし、第14条第2項の改正規定は公布の日から、第2条及び第3条の改正規定は平成24年4月1日から施行する。

大津市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月30日

大津市教育委員会

委員長 岡 田 隆 彦

大津市教育委員会規則第12号

大津市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

大津市立学校体育施設の開放に関する規則（昭和52年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第 1 号 (第 6 条関係)

学校体育施設使用許可申請書

(宛先)

大津市教育委員会教育長

年 月 日

使用者 (団体) 名			
住 所			
代 表 者 氏 名		電 話	
納 付 書 送 付 先	住 所		
	氏 名	電 話	

次のとおり、学校体育施設の使用の許可を申請します。

学校名	小・中学校	使用施設	体 育 館 ・ 運 動 場			
使用期日	使用時間	使用種目	人数	照明	照明使用時間	使用責任者
月 日 曜日	時 ~ 時	全面・片面	人	有・無	時 ~ 時	
					時間	利用団体数
月 日 曜日	時 ~ 時	全面・片面	人	有・無	時 ~ 時	
					時間	利用団体数
月 日 曜日	時 ~ 時	全面・片面	人	有・無	時 ~ 時	
					時間	利用団体数
月 日 曜日	時 ~ 時	全面・片面	人	有・無	時 ~ 時	
					時間	利用団体数
月 日 曜日	時 ~ 時	全面・片面	人	有・無	時 ~ 時	
					時間	利用団体数
月 日 曜日	時 ~ 時	全面・片面	人	有・無	時 ~ 時	
					時間	利用団体数
計 回	時間		人			
			照明料合計		時間	円

注意 - 体育館と運動場を同時に申請する場合は、必ず申請用紙を分けてください。
 使用期日が祝日の場合は「曜」に 印をつけてください。
 使用時間、照明使用時間に変更が生じた場合は、速やかに連絡してください。

様式第 2 号 (第 6 条関係)

学校体育施設使用許可書

年 月 日

使用者(団体)名			
住 所			
代 表 者 氏 名	様	電 話	
納 付 書 送 付 先	住 所		
	氏 名	様	電 話

次のとおり、学校体育施設の使用を許可します。

大津市教育委員会教育長 印

学校名	小・中学校	使用施設	体 育 館 ・ 運 動 場			
使用期日	使用時間	使用種目	人数	照明	照明使用时间	使用責任者
月 日 曜日	時 ~ 時	全面・片面	人	有・無	時 ~ 時	
					時間	利用団体数
月 日 曜日	時 ~ 時	全面・片面	人	有・無	時 ~ 時	
					時間	利用団体数
月 日 曜日	時 ~ 時	全面・片面	人	有・無	時 ~ 時	
					時間	利用団体数
月 日 曜日	時 ~ 時	全面・片面	人	有・無	時 ~ 時	
					時間	利用団体数
月 日 曜日	時 ~ 時	全面・片面	人	有・無	時 ~ 時	
					時間	利用団体数
月 日 曜日	時 ~ 時	全面・片面	人	有・無	時 ~ 時	
					時間	利用団体数
計 回	時間		人			
				照明料合計	時間	円

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の大津市立学校体育施設の開放に関する規則様式第 1 号の規定による学校体育施設使用許可申請書及び様式第 2 号の規定による学校体育施設使用許可書は、当分の間、なお使用することができる。

教 育 委 員 会 訓 令

大津市教育委員会訓令第 1 号

大津市教育委員会事務決裁規程（平成 6 年教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成 24 年 3 月 30 日

大津市教育委員会

委員長 岡 田 隆 彦

第 2 条第 10 号中「、図書館長」を削り、同条第 11 号中「課長及び」を「課長、室長及び」に改め、「教育相談センター所長」の次に「、図書館長」を、「北部地域文化センター所長」の次に「、北部地域文化センター次長」を加え、同条第 12 号中「事務局の課長補佐」の次に「及び室次長」を加え、「、坂本教育集会所長、児童館長」を削り、「大津少年センター次長」の次に「、教育相談センター次長、図書館次長」を加え、「、北部地域文化センター次長、図書館次長」を削り、同条第 14 号中「第 3 条第 2 項及び」及び「生涯学習課長、」を削る。

第 10 条第 1 項中「坂本教育集会所長、児童館長及び」及び「の各号」を削る。

別表第 1 号の表 2 の部 3 の款第 5 号中	「	総 務 部 長 （ 職 員 課 長 ） 市 民 部 長 （ 国 際 交 流 室 長 ）	を	政 策 調 整 部 長 （ 国 際 交 流 室 長 ） 総 務 部 長 （ 職 員 課 長 ）	に、「総務部長及
---------------------------	---	--	---	--	----------

び職員課長」を「政策調整部長及び国際交流室長」に、「実施の決定の場合」を「実施の決定及び復命の受理の場合」に、「市民部長及び国際交流室長」を「総務部長及び職員課長」に改め、「及び復命の受理」を削る。

附 則

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表の改正規定は、同年 3 月 30 日から施行する。

大津市教育委員会訓令第 2 号

大津市教育委員会の事務局及び大津市教育委員会の所管に属する教育機関の職員の人事評価に関する規程（平成 22 年教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

平成 24 年 3 月 30 日

大津市教育委員会

委員長 岡 田 隆 彦

本則中「。以下「法」という。」を削る。

附則第 2 項中「次に掲げる職員」を「地方公務員法第 57 条に規定する単純な労務に雇用される者である職員」に改め、同項各号を削る。

附 則

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。